

第6回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 平成31年4月8日（月）午前10時～正午

【場 所】 宝塚市上下水道局 3階 第一会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 近成総務部長 藤本行政管理室長 中西契約課長
契約課課員（生駒係長、丸山係長、杉本、古谷）

【開催形態】 公開（傍聴人4名）

【進 行】

1 委員会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

2 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

3 議題

(1) 議題1 宝塚市公契約条例の骨子の検討について

4 その他 参考資料

- (1) 骨子から条例案を作った際のイメージ P11～P16
- (2) 附属機関改正（案） P17
- (3) 尼崎市公共調達条例との対照表 P18～P26
- (4) 宝塚市公契約条例施行に向けてのスケジュール（案） . . . P27

3 前回の議事録の修正有無確認

【審 議】

委員長： それでは本日の会議をはじめます。

まず、事務局から本日配布されている参考資料の説明をお願いします。

事務局： (各資料により説明)

参考資料の説明は以上です。

委員長： 今、事務局から説明があったように、この条例の検討内容について、少し加速度的に進むようなイメージをお持ちかもしれませんが、前回の委員会で提案させていただきました様に、やってみないと分からないこともかなり有るということもあり、まずは、スタートさせてみようじゃないかということで、拙速に進めるつもりはありませんので、誤解なきようにお願いします。

議論に入る前に、今日、皆さんに議論いただきたいのが、骨子に対する中案答申案の4ページのところです。冒頭に条例のタイプ等についてとしてポイントが3つ整理されている訳なのですが、1点目のところが、条例のタイプについては理念型としいわゆる賃金条項は規定しないとなっているのですが、厳密には理念型でスタートをして、賃金条項自体は継続的に検討していくというイメージで理解して頂いた方が良いのかなと思います。まずは試行的に進めていくというイメージですので、この議論についてこれ以降全く排除していくということではありませんので、その点もご注意くださいと思います。

少し前置きが長くなってしまって申し訳ないんですけども以降は皆さんの方から、この中間答申案についてご意見をいただければと思います。如何でしょうか。

委員： 委員長の言われたことも、前回の議事録をみるとそうだと思うのですが、今回の検討委員会で一番大きな問題になったところは、賃金条項を入れるか入れないかという問題だったと思います。私は賃金条項を入れるべきだと理由を述べた上で説明したのですが、概略を言えば、今は賃金が下がっていると言われてますし、そういう中で地域経済の発展だとか良好な公共サービスの提供という意味で、賃金の下限額を設定した条例の意味というものは大きいと思います。継続的に検討するということから、最初は賃金条項を設定しないという案ですが、また、事務局からは混乱を避けるためという説明がありましたが、混乱を避けるために賃金条項を設定しないということはどうかと思います。これまで理念型で作られてきた中で、いろんな事が有って、この委員会に至っている訳で、私としては、「賃金条項は規定しない」だけだと反対に混乱が大きくなってしまっているのではないかと思います。今までの議論の経過をみても、賃金条項を入れるか入れないかは意見が拮抗していました。前回の委員会の中でも両論併記があっても良いのではという意見も有ったので、この検討委員会で作る骨子案は、単に「賃金条項は規定しない」だけではなく、このことについても検

討するんですよと入れておくべきではないでしょうか。骨子には、この検討委員会で出た意見を反映して欲しいと思います。

委員長：ありがとうございました。私ももう少し冒頭で補足すれば良かったのですが、この骨子案の「(1) 条例のタイプ」の文章は、もう少し修正しないと私が先ほど補足したことは伝わらないので、この文章は直さなければいけないと思います。

委員：賃金条項を入れない方向でまず骨子を作るという案ですが、前回のパブリック・コメントにおいて、賃金条項が入っていないことに対する不満が非常に多かった。そうすると、数年後に見直すので暫定的とは言え、またこの不満が出てくることが想定される。それを納得させるだけの根拠が、単に混乱を避けるということだけでは、納得しないと思います。もっと実態的に何か入らない理由があるのか、無いのか。私は先ほど委員がおっしゃったようにむしろ入れた方がすっきりとするのではないかと思います。金額を決める訳でないし、審議会も作る訳なので。だから、そこに委ねていくという形で、一応、賃金の下限額を遵守するよという程度の一般的・包括的な規定を入れた方が良い様な気がします。パブリック・コメントでは、組織的に出された意見かもしれないですが、賃金条項が入っていないという不満が結構多いので、また同じことが繰り返されるといいます。下限だけを守る程度で、あとは審議会なり、あるいは実行の手段としてどうするかを工夫する方がスムーズにいくような気がします。

委員：はっきり言って、送られてきた資料を見て非常に驚いた。これまでの議論が一体どう反映されているのかからすると、私もいろいろと意見を申し上げたつもりですが、私が申し上げた点は全く反映されていない。入れろということを申し上げているのではなく、前回の議事録を見ても、賃金条項についてはかなりの意見が出ている、それを採用しませんよという骨子案と受け止めざるを得ない。一番気になったのは、前回の条例案の第13条には「受注者等は、労働者に適正な水準の賃金を支払うほか、労働者の労働条件及び労働環境の確保及び向上に努めなければならない。」という条項があるが、これが今回には入っていない。また、今委員がおっしゃったように、これに対する前回のパブリック・コメントの意見として、賃金の額を具体的に定めるべきだという意見がかなり多かった。数としても多かったし、意見の内容としても、A市の条例ではこうなっているという風に、ある程度認識した上で、この意見を述べられている。ということは、前回の第13条では不十分だという、かなり強い意見が出されているように思う。本来、この検討委員会が設けられた趣旨は、パブリック・コメントでいろんな意見が出されたことを受けて、多方面の意見を聞いた上でもう一度検討するということであつたはずなのに、全く逆の方向へ行っている。ち

よっと厳しい言い方になるが、一体この検討委員会は何の検討をするのですか、という根本的な疑問を持たざるを得なかった。前回に委員長がおっしゃった「試行的に始める」ということには、いきなり完成版ではなくとりあえず始めるという発想には賛成であるが、この検討委員会が設けられた流れからすると、本日の提案は全く逆行している。私は今まで一体何の意見を言ってきたのかと、非常に厳しい受け止め方をした。

委員長：まず、第13条がすっぽり抜け落ちているという点について、理由があるのであれば、事務局から答弁をお願いできますか。

事務局：第13条は、第4章の「労働者の福祉の向上」という章の中の条項かと思えます。これにつきましては、本日の骨子案については、冒頭で尼崎市さんの条例をベースに作成したと説明しましたが、書き方は違いますが、尼崎市さんの条例において、労働者の労働条件とか労働環境の確保や向上という部分に包含されているという考えの基に作ったためであり、労働環境の確保などについて抜いたという意図ではありません。

委員：尼崎市の例を出されましたが、尼崎市は尼崎市で作られたものであり、それに倣う必要はない。宝塚市ではもともと、こういう案を示された、その案には、「労働者に適正な水準の賃金を支払うほか」という一文が入っている。ここが賃金条項を入れるかどうか絡む一番大きな答えだと思う。これが何故削除されたんですかと聞いているんです。労働環境を守るという一般的なことは当然両方に入っている。

委員長：大事なキーワードが今回は抜けているというご意見ですね。

委員：この文言が軽ければ別によいのですが、この文言が外された上、これでも不十分だという意見がパブリック・コメントでたくさん出されているにも関わらずこの文言を敢えて外したということが、私には全く理解できない。

委員長：今の点について、事務局、如何でしょうか。

事務局：第13条を外したという意図は無く、尼崎市の条例に倣い、第3章として充実させたという思いだったのですが。

委員長：ちゃんとそこの部分は残しておかなければいけないというご意見ですね。

委員：パブリック・コメントを出された方からすると、この条項では不十分ではないかという意見が出された、それについて検討するということになって、そこで検討された結果、この文言も外しますということになってしまう。それではいったい何のためにパブリック・コメントをやったんですかと言うことになってしまう。これを聞かれたらどう答えるのですか。

委員長：委員のご提案は、前の条文のままの方が良いということですか。

委員： 問題はこの条項に関する事で、賃金条項を入れるべきと言う意見がかなり出た、それを骨子に反映するべきではないかということです。そういう意味では復活するだけでは足りないということになるかと思います。

委員長：その他、如何でしょうか。骨子中間答申案の「(1) 条例のタイプ」のところについては、この文章だけを読むとこれまでの議論が反映されていないととらえられても仕方がないと思いますので、この中身について、具体的にこういう風に示すべきであるというご意見があればと思います。「(2) 審議会の設置」と「(3) 見直し条項」については、十分かどうかは別として、ここで議論したことが表現されていると思いますが、「(1) 条例のタイプ」は様々な問題があるのは間違いないので、その辺りについてもご意見をいただければと思うのですが如何でしょうか。

委員： 確認ですが、骨子から条例案を作った際のイメージという資料は、答申としては出さないのですね。

委員長：そうです。

委員： ということは、賃金条項については、反対意見も、賛成意見もあったので、議論の集約というものを出した方が良いのではないですか。委員の構成からしてもそうなっているし、それが検討委員会の役割ではないでしょうか。

委員長：はい、そのとおりです。あくまで条例案と言うのは、この骨子案に基づいて条例を作ったらこういうものになるということだけで、事務局からも説明があったように条例の細部については、いろんなプロセスの中で変更しなければいけない部分が出てくるので、この検討委員会としては、核になるような基本的な考え方とか方向性、これについてはちゃんと条例に反映して欲しいという趣旨の骨子案を示していくこととなります。

委員： そういう意味で言うと、条例のタイプを記した「(1) 条例のタイプ」を除けばお互いに合意できる気がします。

委員： 同意見になるのですが、「賃金条項は規定しない」という言葉だけがおかしいと感じていました。もし、理念型で行くのであれば、「(3) 見直し条項」のところに「5年後に賃金条項型に見直す」ときちっと明記されているのであれば、労働者側の立場としてはベストかなと思います。それから、建築業界では、人手不足と言う中で、最近では外国人の労働者も多くなってきているので、そういう方に対しての最低賃金がどういう形になってくるのかについて、今政府が検討していると思いますが、これからはそういったことを含め、県の最低賃金と全てが一緒と考えるのではなく、個々に対しての技能職としての賃金の見方というものを敢えて考えていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。その他如何でしょうか。

委員： また、パブリック・コメントをするわけですよね。ここで決めてしまうよりも、骨子案としては両論併記で出して、パブリック・コメントを行って、後は市が考えて議会に提案していくという形ですよね。そういう意味で言えば、事務局の「混乱を避けるため」という発言は訂正して欲しい。そういうことを言うから今日混乱しているのであって、このままパブリック・コメントを行うともっと混乱する。

委員長： その他如何でしょうか。

委員： 審議会を設置する場合の案ですが、附属機関設置の条例を改正するだけではダメだと思います。私はこの公契約条例の中に審議会をきちっと位置づけるということをしておかないと意味が無いと思います。それは、条例を検討するための委員会は、附属機関設置条例に位置付けることで問題ないが、条例が出来て動き出す審議会については、やはり条例の中に審議会をきちっと位置づけておき、その権限や人数なども条例に記載しておくべきだと思います。

委員長： 重要なお指摘ありがとうございます。

委員： 私もそう思います。今の骨子案の中の条例案には、審議会が何をするのかについて書かれていない。この公契約審議会は一体何をするのかという、趣旨・目的については、当然この骨子の中に書かれていないといけないと思うのですが、それが書かれていないというのは決定的におかしいと思っていました。それは「(1) 条例のタイプ」にも関連するところですが、理念型なのか、賃金条項設定型なのかについては、非常に重要な問題として議論されたと思います。その中では賃金条項を入れるべきだという意見も多かったように思います。であれば、そういう議論がされて、とりあえずは委員長のご提案のように試行的に始めるけれども、はたしてそれが上手く運用されるのか、その議論された中身との関連で、点検して条例についても改める。こういうような流れでこの審議会が位置づけられないといけないと思います。こういった条例が出来た後の審議会と言うのは尼崎市では設けられていないが、これに近い京都市の条例では、審議会が有る。京都市の場合には賃金条項型の条例案が出て否決されたという経過があり、審議会でも引き続いて検討というようになったと私は理解している。そういうことも考えると、「(2) 審議会の設置」について、この一文が有るだけで、具体的に骨子の中に入っていない、その趣旨・目的は何かということは最低入れるべきだと思います。

委員長： ありがとうございます。この検討委員会でもこの審議会の役割と言うのはかなり重要視される形で議論させていただいたと思いますし、今、お二人の委員の方からお指摘頂いた様に、この審議会の位置づけと言うのは、条例の中に明確にさせていただいて、趣旨・目的やどういう役割を果たすのかについて述べられるべきであるというのは全くその通りだと思います。この審議会が一体どう

いうものであるのかと言うことが、この骨子を見たときに分かるような形でお示しいただくということが必要なと思います。

事務局：審議会についてなのですが、どういう規定方法が良いのか分からなかったため、法制担当に、条例の中に書いている市が多いので、本市も条例の中に記述することを打診したのですが、私の聞き方が悪かったのかもしれないのですが、「個別の条例に書いてしまうとあちこちの条例の中に審議会が定義されることになるので、あまり好ましくないので、附属機関設置条例の中に定義するようにしてほしい。」と言われたため、附属機関設置条例の改正の中に入れたものですが、再度、法制担当と協議してみます。

委員：宝塚市でも個別の条例の中に審議会を位置づけている条例は有ると思いますよ。尼崎市では調べたところ、執行機関の附属機関条例もありましたが、ほぼ全てと言って良いくらい個別の条例で審議会を規定していた。ですので、条例に根拠を置く審議会がダメだということはない。大半が附属機関設置条例で処理しているというのは宝塚独特だと思う。検討委員会の場合は、まさに検討するだけだから、附属機関でもいいのだが、この条例を動かすための審議会だからこの中に位置づけないとおかしいということになると思います。宝塚の場合は全ての審議会が、体系上、附属機関設置条例でいっているということなら、またちょっと話は別かなとは思いますが、宝塚市にも条例の中に規定している審議会があると思います。たしかパブリック・コメント審議会は条例の中に規定してあったのではないか。条例で権限などが書かれてないとおかしいと思います。

事務局：再度、法制担当と協議してみます。

委員：規則でも構わないのですが、やっぱり条例で定め、議会でこういう権限を持っていますよと、お墨付きをもらっておいた方が、審議会は機能しやすいと思います。

委員：どうも尼崎市に右に倣えされているような感覚を非常に受けるのであるが、先ほど申し上げた京都市も、条例の制定に当たって賃金条項についてかなり議論された。その結果、骨子的に書かれたものに、京都市公契約審査委員会という名称で、趣旨としては、「公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会を置きます。現在の京都市契約審査委員会の機能等を拡充し、新たに京都市公契約審査委員会として位置づけます。」とされています。ですので、この検討委員会と公契約審査会の関係まで骨子で触れられています。具体的に出来た条例を見ますと、第6章に公契約審査委員会として1章設けられています。その内容は、趣旨・目的の部分には、「公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市

長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会を置く。」とあり、「審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。委員の任期は2年とする。」それから守秘条項があり、部会の設置ということまでも規定する条項を置いている。だから、附属機関の根拠を作るということだけではなく、ここまでのイメージを条例に入れるべきである。それは、ここでの議論を踏まえた上で、こういう委員会を作りますということまで言わないとこの委員会を作る意味が分からないと思います。

委員長：ありがとうございました。今、様々なご指摘をいただいたことから、これまでの議論の経過を考えましても、今仮称となっているこの委員会の位置づけというのは、かなり高いものにしておかなければいけないし、その中身が分かるものにしておかなければいけないと。現状は尼崎市さんの条例をかなり参考にしておられるようですけれども、むしろ、京都市の事例の方が参考になる点が多いように思われるというご意見もいただきましたし、そのような形での明示をしていった方が良いのではないかとというご意見をいただいたかと思えます。

委員：私は、なにも京都市のような形を目指すべきという意味ではなく、審議会を条例に含めることはどうかという話があったので、具体的にこういう事例がありますよと紹介したというレベルです。

委員長：全く同じつもりです。参考にすべきは、京都市の方が近いのではないかとことです。要は、この検討委員会そのもののあり方を考えても、宝塚市にとって、望まれる条例を作るということからすると、これまでがどうであったということよりも、宝塚市にとって何が大事かということに立脚してやっていくという発想が根本問題として必要だということだと思いますので、特にこの審議会につきましては、条例を動かすための非常に重要な会議になるであろうことを考えると、やはりその中身を明確にして記述するということが不可欠なのではないか、というご意見をいただいたのではないかと思います。特に条例そのものについてと言うよりは、骨子に書いてないといけないということです。

関連してでもその他の事でもご意見いただけますでしょうか。

委員：私も同感なのですが、この書き方で行ってしまうと一部しか関与できないのかなあと。公契約条例というものが出来上がり、それに伴った具体的な運営をしていくと思います。その運営をする中身は当然行政の方が作っていかれる。それから公契約ということは、契約行為に伴った具体的な見積もり条件とかが毎回入札の時に書かれていて、それをクリアしないと参加できないという中で、労働環境を良くしていくという公契約条例の中身に沿った形で、きちっとした方向付けを、一步一步段階的に進化していくものだと思います。その内容が、

いいのか悪いのか、これはダメですよとか、これはこういう風にもっていった方がいいですよ。世の中もこういう風になってきたのだから、早くこういう段階に進まなければいけないのではないですかとか、ということを経験した方々や我々業界の意見もあると思いますし、それを運営段階で必ず私たちがそういう中で審議していくというのが一番望ましいのかなと思います。だから先ほどおっしゃるように審査会の位置づけをしっかりと作って、その審査会は何ができるのかと具体的にそこまで書いた方が私はベターだと思います。それから、先ほどおっしゃっていた13条の話ですが、私はもともと市が当初作られた条例案は、理想論として正しいと思います。やはり労働環境をしっかりと向上させるために関係法令の遵守とか細かいところまで書いてますが、条例の理想論としてはこういう形は当然上げておくべしだと思います。ただ、具体的に1次、2次、3次とかの書類関係の中身が、今の中小企業の建設業者の仕組みの中では全く適さない。私も労働環境を良くしていくことに関しては当然に必要だと思っています。段階的にやってほしいだけです。やるのであれば、しっかりと中身をちゃんと精査して、確実にここまではやりますよということを、例えば3年、5年という形でしっかりと導いていく、そういう風な手順を踏んでやってほしい。いきなりやって適当な書類だけ出してそれで良いというようなもので始まっては意味がないですよと言っているだけです。だから私はやはり、以前の13条とかの理想はきっちりと謳っておくべきだと思います。これに沿っていったい何をしていくのかと言うことを審査会でしっかりと議論していく。今、おっしゃった賃金条項型とか理念型とかにおいても、本当に必要なものについては入れることも私は必要かなと思います。例えばですが宝塚市公民館指定管理者選定委員会、宝塚には公民館がいくつかあります。指定管理者が宝塚にいくつあって何人の方が働いているのか、その方々の労働環境はどうなのか。もともとこの指定管理者というのは、営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループ、法人その他の団体、包括的にそういった団体を指定管理者としていますが、今までは宝塚市の職員がやっていたものが、指定管理者に全てやらしてそれで事が済んでいるのか、お金を払ってそこへ全部お任せし運営さす。私が思うのは全てにおいて、両極端ではなくバランスだと思います。ここはしっかりと市がやらなくてはいけないとか、例えばボランティアの組織も入れて運営管理をしていったらもっとコストダウンを図れるとか、いろんな運営の仕方があると思うのですが、それを全てそっちへどんどんどんどん指定管理者に任せしてしまうというそういうことをもう一度、公契約条例の制定に伴って、指定管理者も含めて、その有り方とかいろんな検討をしていって、特別な管理者を置かなければいけないとかの場合には、当然、賃金も高くなると思います。それをもっといろんな意味で意見交換しながら、目的は何か

とすることに沿った形で運営していく審議会を作っていくことが一番良いのではないかと思います。そういう意味で、方向性として理念が一番最初から無くなっていくのはどうかと思いますので、それはそれで置いておいて、長期的に時間がかかる内容については、ここで、賃金条項型か理念型かと言って足踏みするよりも、まずは理念を定めながらそれに伴ったしっかりとした形を作っていくということで良いのではないかと思いますのですが如何でしょうか。

委員長：今、いただいたご意見は、労働環境を守っていくためにこういった書類が必要になってくるのかというその辺りについても審議会の役割の中に含めて検討するというご意見かと思いました。ですので、条例の中にそれを入れるというよりは、審議会の役割としてそういうものも含めていくという風なご意見をいただいたので、これまでに出示していただいた意見の中で多かったのは、審議会の趣旨とか目的以外にも、どういう役割を具体的に入れていくのかという中身についても、骨子でちゃんと触れておくということに尽きるのかなと思います。やはり、これまでの議論の中でも対象となる業種によっても状況がずいぶんと違うということも意見としていただいておりますし、そういう実情も他業種になったとたんに分からないという人たちもいっぱいいますので、この審議会の中でそういったことについても検討するという趣旨の発言をいただいたのだと思います。その他、あるいは関連して如何でしょうか。

委員：今の意見とほとんど同意見です。私も前の13条はやはりそのまま生かすべきでないかと思います。それから骨子の「(1) 条例のタイプ」についてのところは、条例にはこういうタイプがあって、それを取りませんなんてことは言うべきではないと思います。結局は、「前の13条で、「労働者に適正な水準の賃金を支払うほか・・・、」これについてのパブリック・コメントでの意見がでました、これについて検討委員会で議論をしました、そこでは賃金の下限を入れるかどうかについての意見は賛否両論がありました。しかし、とりあえず試行的に始めるという趣旨で条例を制定するべきだろうと、ただそれについては、問題も含めて今後は審議会ですら再検討する。」というふうなところが一番最初にするべきではないかと思います。

委員長：今、おっしゃっていただいたような文章の方がいいですね。このように箇条書きにしてしまうと、趣旨が正確に伝わらないということもあろうかと思うので、前文の様な感じで、少し文章化していただいた方が良いかもしれないですね。

委員：13条はこのまま残したらどうですか。そして、さきほどの京都市の様に審議会を組織として立ち上げ、その中の運営についてもこれだけの仕事がありますよと、尼崎市より京都市のを参考にして入れてみて、宝塚市に見合う形で一度

作っていただいて、それを審議して、具体的に形を作って行ったらどうでしょう。

委員：もう少し言えば、京都以外にも審議会を設置しているところはあると思うので、それはそれで参考にしながら、この検討会で議論した話を踏まえた宝塚版を考えるべきではないかと思います。

委員：逆に言うと、京都市とほかの市の審議会の条文を集めて、取り入れていけばよいのではないですか。

委員：今、委員長が言われたように文章にした方が良いと思います。ダイジェスト版みたいにはならないだろうけれど、議論した内容の集約みたいなものが有った方が、パブリック・コメントにしても、今後の議会審議においても、どんな議論がなされてこの結論になったというものが要るような気がします。

委員長：一応今回、中間答申案として出して頂いているのですが、後半の部分はあまり重要ではなく、この検討委員会でどういう経過を経てこういう風な結論に達しましたと、ついては、ここで示されている骨子について条例案を検討して頂きたいという、そういう流れの中間答申にした方が良いと思います。ここに第1章とか書いてはいただいています、多分知りたいところはそこではなく前段の部分だと思います。だから、我々が中間答申として出す内容としては、本当に前の部分だけで良いのではないかと思います。それを読み解いてもらって、条例に反映していただく。そういう形で進めていただく方が、我々の検討した内容がより正確に伝わる気がします。これを箇条書きで表現するとどうしても難しくなる。

その他如何でしょうか。

委員：用語の定義の部分で「等」がいっぱい出てくる。分かりにくいいため、表現を工夫した方が良いと思いました。

委員長：最終的には、そのようなこともチェックするということになると思います。

委員：パブコメの基になった案の中で労働者の福祉の向上というのが4章にあるのだが、4章のことばかりを言っているような気がしてならない。地域経済の活性化のためには、やはり地元が元気にならないと市も元気にならないという意見もある。公契約の問題には、最低賃金の問題も当然ですが、最低制限価格が未だに設定されていないものもあるわけで、そういうことも含めた全体をもっと見ていただかないと。労働者の福祉の向上は、請け負った会社が当然にやるべきこと。福祉の向上にもいろいろあるだろうが、賃金ばかりに特化した議論になっているのはどうかと思います。そのような事で、何か災害が起こった時に対応できるのか。これから何年か後には必ず来ると言われている大災害を念頭に置いてやっていかないととんでもない話になってくのではないかと危惧しています。労働者の福祉は当然大事ですので、これをやらなかったら企業は倒産します。

委員： 8ページの第4章で市内事業者の受注機会の増大のところに何か付け加えるべきものが有れば、ここへ入れていけばどうか。

委員： こういう表現しか出来ないとは思いますが。神戸や大阪にも支店を置いています。市外業者になります。そして、神戸市なども市内で起こっていることは市内の業者でやってほしい、一応市外事業者は原則的に入れない、市内のお金を市外に持って行ってほしくない。ただ、大型の案件とかで市内事業者でそれを賄えない場合には、業界のAランクのところに行くこともあります。それは、はっきりと言われました。

委員： そうすると、今はもうどこの地方自治体も単なる価格だけで安い所に決まるわけではなくなっているということですね。それで、事業者側としては、公契約を適正にやっていくために、これだけは入れておきたいということが有れば、ここで条文化することも可能かと思うのですが、何か有りませんか。

委員： 条例では難しい。ただ、価格競争だけで行くとどこかで疲弊する。

委員長： 委員のおっしゃったことは、労働者の福祉の話だけでなく地域経済の活性化ですね。条例自体がバランスを欠くような内容にならないようお願いしたいというご意見だったと思います。

委員： これも参考ですが、京都市では、市内中小企業への発注という条項を置いていて、具体的に言うと、「本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする。本市は、市内中小企業に限定した発注を行うことが困難な場合においても、事業者が共同して受注する方式を採用し、その構成員に市内中小企業を加えるよう求める取組、経済的合理性に配慮し、及び公契約の適正な履行及び履行の水準を確保したうえで発注する単位を分離し、又は分割する取組等を行うことにより、市内中小企業が公契約を受注し、又は公契約に参画することができる機会の増大に努めるものとする。」というような条項を入れている。

委員： それはJ Vのことで、本市も昔はやってしたが、あまり功を奏せず、利権を取るためだけのものになっていたの、やめることになったと思います。

委員： 抽象的な表現でも、市は市内の中小企業に発注するんだというぐらいの理念であれば入れても良いのかなと思います。

委員長： 関連してJ Vのケースで教えてほしいのですが、今の京都市の事例などでは、市内の事業者さん単体では受注するのは難しい場合に、複数の市内業者さんが一緒にやれば体制が整ってやれそうだという場合と、技術的に難しいという場合はいくらお願いしてもできないですね。

委員： その場合には、それができそうな大きなところとJ Vを組んで勉強しなさいと言うことになります。

委員長：技術は市外の業者さんをお願いして、それ以外をやるということですね。宝塚市ではそれはダメなんでしょうか。

委員：それは、昔はやっていたことがあったが今はやっていない。今の幹部の方がまだ入庁された頃の時代ですから。時限立法で法律があった時代ですね。

委員長：それは、事務局の方で何かご存知の事とかありますか。

事務局：経緯はよく分からないですけど、割と古い時代から、JVとすることになると話し合いをして組む相手を決めるということや、日本弁護士会からもJVはやめるべきだという意見が出された時もあるって、そういう風な事も受けてか「本市ではJVを採用しない」と定められているという経緯があります。

事務局：絶対にダメという謳い方まではしていません。ただ過去にいろいろいきさつがあり、その1つにはJVとなると責任分界点が非常にあやふやになるというデメリットもあります。工事施工でもどこからどこまでが、どちらの負担なのかということで、よく揉めるといったこともあったり、その他にも理由は有った様なのですが、やはりきちとした体制でやってもらうという契約形態を主流としているのが実態です。

委員：そこは責任の所在の明確化を図ることで対応可能なのでは。

事務局：なかなか明確な理由が追及出来ない内容も結構あります。特に電気系統などでは非常に難しい。保証期間後に発生することもあり、そうすると施工業者なのか、製品だったのかが非常に難しかったりする場合もあつたりします。また、場合によってはJVを組まれた業者さんが途中で会社を廃業されるといった場合もあり、そうなった場合には完全にストップしてしまう。そういった危険性もはらんでいるというのが理由にあつたかと思います。

委員長：今の点を今回の条例の中にも含めるかどうかということについては、今結論が出る話ではないと思いますが、労働者の福祉向上だけでなく地域経済の活性化とか、あるいは災害時の話もありましたし地域社会への貢献と言う話もきわめて重要な事ではありますのでその辺りのバランスということが重要なのかなと思います。そういう意味では、総則の目的の部分には、労働者の福祉向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献というのが書いてありますので、良いのかなとは思いますが。もっと言えば宝塚市の公契約条例独自の考え方という意味で言えば、労働者の福祉というものを強調するという意味では1番目にこれが来ているということだけでも良いのかなあと思います。その他に如何でしょうか。

委員：この条例のタイプ等について、という部分はまた変わるということですよ。

委員長：箇条書きにしないで文章化していこうかなという意見です。

委員：こんなにはっきりと「規定しない」となったら、あれっと思って混乱するのはないかなと思いますし、なぜ、宝塚市公契約条例のベースとして、尼崎市を

選ばれたのかなというのはすごく気になります。近場であっても、例えば京都でもそういうものが有るとするのは皆さんご存知だと思うんですけど、何故、ここに尼崎市を出してきたのかなと思います。

委員長：参考にするのはもちろん構わないですけどもちょっと域を超えているのではないかというご意見ですね。

委員： もっと調べたらいくらでもあるでしょうと思うのに、何故尼崎市なのと思います。

委員長：一応、事務局から今の点についてどうですか。

事務局：冒頭でも説明させていただいたんですが、確かに近隣市ということもあります。また、公契約条例というものについて、制定は千葉県野田市が最初ですが、この公契約条例と言うものを一番最初に世に問ったのは尼崎市です。ですけども成立しなかった。その後尼崎市さんでも検討されてきていたと思います。尼崎市において成立せず、その後いろんなところで条例が出来て、その条例も賃金条項設定型とか理念型とかいろいろあり、それらを見てまた検討した結果、出来上がった条例であるということで、そういう面で尼崎市さんの条例が一番参考になるのではないかと考えた次第です。

委員： 尼崎市において、先駆け的に全国の先頭を切ったのは間違いないですが、その後、野田市が制定し、あちこちに広がっていった。そういうのを全部含めた集大成として尼崎市があると言うのは、絶対に違います。これは、尼崎市としたら尼崎市なりのものを、過去の経緯を踏まえて条例化された。特に、公共調達という名前も、やはり検討の結果そうなったと思います。今の話で行くと集大成となるなら公共調達条例みたいな名前がいいのではないかなりかねないのですが、決して経緯はそうではなかったと思います。

委員： 労働者の福祉向上ということについては、目に見えない部分も有るとは思いますが、地域経済の活性化ということでも、賃金があつてこそだと思います。給料が良ければ飲食店に行く人も増えますし、賃金が全てではないとは思いますが、これがないことには、建築業に人が入ってこないと思います。

委員： 労働環境を良くしていかなければいけない、質も良くしていかなければいけない、だから、竣工時には工事成績の評価を行って、通知もしている。それは業界の質の向上とかを考えると必要です。指定管理とかにしても単に安いだけでなく、運営もしっかりとやって行ってもらわなければいけないので、そういうものも含めた上で、形づくりと言うか、評価するような骨子を作っていくのも必要なと思います。

委員長：今日は条例の骨子の中間答申案についてたくさんご意見をいただきました。個人的には、この委員会で検討してきたことについてある意味、結論が出ているのではないかと思います。ただ、今回の案では、この委員会でのご意見が上手く

表現できていない。このままでは伝わらないだろうと思いますので、繰り返しご意見をいただいたのかなあとと思います。おそらく、これまでの議論とそんなに変わらない議論を今日はしたのではないかと思います。一応、結論としましては、先ほど途中で提案させていただいたのですが、今回の中間答申案の条例のタイプ等についてというところに箇条書きで書いてあるところを、これまでの委員会での皆さんのご意見をより分かりやすく表現できるような文章に直していただくということで整理させていただいた訳です。一つだけ具体的に言うておくと、例えば条例のタイプについて言いますと、これまでの意見はやはり賛否両論ありましたので、基本的には両論併記の書き方をさせていただくということが原則ではないかと思えます。で、仮に実際には理念型でスタートしたとしても対象案件を絞って試行的に賃金条項設定型みたいなものを検証してみるみたいなことも必要ではないかみたいなことがこれまでの委員会の中でも意見としてありましたし、その意味では同時スタートということにもなります。そういうことがちゃんと伝わるようにということが少なくとも1点目。

もう1点が、今日、冒頭でかなり皆さんからご意見をいただいた審議会の位置づけです。これについても趣旨や目的だけではなくて、どういうことをこの審議会で議論するのか、この審議会にどういう枠割を担ってもらうのかということが分かるような形で書いていただくということが、文章化すると言った時の柱になるポイントではないかと思えますので、我々として出す中間答申としてはその辺りが大事になるのではないかと思えます。

そういうことで、事務局にはこの中間答申案の中身について修正していただく必要が有ると思えますので、また私にも相談してもらったらよいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

修正していただいた中間答申案を、再度皆さんと共有してご意見をいただくという場が必要になってくると思えますので、次回はそういう話になってくると思えます。

いずれにしましても、本日の審議はこれくらいに留めさせていただいて、もし、今日言い忘れたことなどがあれば、4月19日の金曜日までに事務局まで問い合わせをして下さい。

そうしましたら、他に事務局から何か報告とか連絡事項などは有りますでしょうか。

事務局：本日の次第の3「前回の議事録の修正有無確認」ですが、前回の議事録について修正があれば、終了後に職員までお伝え下さい。議事録については、確認いただいた後にホームページに載せていきます。また、次回委員会の開催日程ですが、事前調整させていただいたとおり、6月3日の月曜日で皆さんよろしいでしょうか。それでは、6月3日にまたどうぞよろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

委員長： そうしましたらこれもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。
どうもありがとうございました。